

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の概要  
(平成 29 年 12 月 27 日公布・平成 29 年環境省令第 29 号～32 号)

1. 改正の趣旨

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 5 月に公布され、改正法のうち、公布後 1 年以内の施行とされている部分については、土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 268 号）により、平成 30 年 4 月 1 日から施行（第一段階施行）することとされている。今般、改正法の第一段階施行に伴い必要となる省令事項等を定めるため、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）、汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年環境省令第 9 号）の省令について、所要の改正を行った。

2. 主な改正の内容

- (1) 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 29 号）
  - ・土地の所有者等の同意の方法を規定
  - ・指定が解除された要措置区域等の台帳の調製・保管の方法、帳簿記載事項添付図面等を規定
- (2) 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 30 号）
  - ・申請者、法定代理人及び使用人が欠格要件に該当しないことを確認するため申請書の記載内容や添付書類を追加
  - ・譲渡・譲受、合併・分割及び相続の承認申請の記載内容及び添付書類を追加
- (3) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 31 号）
  - ・技術管理者証の交付期間を試験について、合格した日から 1 年間としていたものを、合格した日から 3 年間に改正
- (4) 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 32 号）
  - ・管理票及び指定調査機関の帳簿について、電磁的記録により保存ができる旨改正

3. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日